六　発行額
　イ　利回り競争入札発行
額面金額で三千九百九十八億円うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二千十三億二千八百七十五万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で千九百八十四億七千百二十五万円
　ロ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行
特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で六十七億円
七　払込金額
　イ　利回り競争入札発行
三千九百七十一億六千百三十二万円
　ロ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行
六十六億五千五百七十八万円
八　最低額面金額
五万円
九　振替単位
振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日
平成二十三年五月二十日
十一　発行価格
額面金額百円につき九十九円三十四銭
十二　利率
年二・二パーセント
(一)　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.2}{100} \times \frac{61}{365}$$

(二)　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。
十三　経過利子の払込み
平成二十三年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{2.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四　初期利子
毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十五　第二期以後の利子
平成六十三年三月二十日
十六　償還期限
額面金額百円につき百円
十七　償還金額
日本銀行
十八　元利金支払場所
財務大臣から通知を受けた者
十九　入札参加者
平成二十三年五月二十日
二十　払込期日

○財務省告示第百九十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十三年五月十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十三年六月九日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号	利付国庫債券（二十年）（第九十三回、第百回、第百九回、第百十八回、第百十九回、第百二十回及び第百二十一回）及び利付国庫債券（三十年）（第六回、第七回、第八回、第九回、第十回、第十一回、第十三回、第十六回、第十七回、第十八回、第十九回、第二十回、第二十二回、第二十三回、第二十八回、第三十回及び第三十三回）
二　発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
五　募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
六　発行額	額面金額で二千九百八十五億円 内訳（別表のとおり） 三千百十六億千九百十万二千円 五万円
七　払込金額	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
八　最低額面金額	平成二十三年五月十三日
九　振替単位	発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額
十　発行日	$100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数} - \left(\text{第十七号に定める利回り} + \text{募入利回り格差}\right) \times \text{残存年数}$
十一　発行価格	$1 + \left(\text{第十七号に定める利回り} + \text{募入利回り格差}\right) \times \frac{\text{残存年数}}{100}$
十二　利率	（別表のとおり）
十三　経過利子の払込み	(一)　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払い込むものとする。 各発行対象国債の額面金額の総額／100×各発行対象国債の利率×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365 (二)　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。
十四　利子	第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（次号において規定する期日について同じ。）。 各発行対象国債の額面金額／100×各発行対象国債の利率／100×1／2
十五　償還期限	（別表のとおり）
十六　償還金額	額面金額百円につき百円
十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り	平成二十三年五月十日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された各発行対象国債の平均値の単利利回りとする。
十八　元利金支払場所	日本銀行
十九　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
二十　払込期日	平成二十三年五月十三日